

宇部市・山陽小野田市水道事業広域化検討委員会専門部会細則

(目的)

第1条 この細則は、宇部市・山陽小野田市水道事業広域化検討委員会設置要綱第7条第2項の規定に基づき、宇部市・山陽小野田市水道事業広域化検討委員会の専門部会の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、検討委員会の指示を受け、水道事業広域化に関する事項及びそれに附帯する事項について、専門的に協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 専門部会の名称、協議事項及び委員は、別表のとおりとする。

- 2 専門部会に部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長及び副部会長は、委員の互選により定める。

(会議)

第4条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて部会長が招集する。

- 2 部会長は、専門部会を主宰し、会議の議長となる。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 部会長は、必要に応じて、会議に委員以外の2市の職員を出席させ、説明を求めることができる。
- 5 専門部会は、必要に応じて他の部会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第5条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、検討委員会に報告するものとする。

(庶務)

第6条 専門部会の庶務は、委員の互選により定める。

(委任)

第7条 この細則に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が専門部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則（第一次改正）

この要綱は、平成27年8月17日から施行する。

附 則（第二次改正）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（第三次改正）

この要綱は、平成29年1月19日から施行する。

附 則（第四次改正）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

専門部会名	所掌事項	委員	
		宇部市	山陽小野田市
水道事業広域化基本 計画作成専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託内容の協議</li> <li>・委託仕様書の作成</li> <li>・請負業者との協議</li> <li>・計画案の作成</li> </ul>	財務課副主幹・財政1係長 浄水課副主幹・施設係長 営業課調定係長 上水道整備課配水3係長	総務課長補佐兼総務班長兼 財政係長 総務課企画調整班長兼企画 係長（課長補佐同格） 工務課維持班長兼給水係長 （課長補佐同格） 浄水課管理班水質係長
水道事業広域化 技術系専門部会	給水装置関係、建設 工務関係、維持管理 関係等技術的な事項 に係る広域化につい て協議	浄水課副主幹・施設係長 給排水課給水装置係長 上水道整備課配水3係長 浄水課操作係長同格	工務課維持班長兼給水係長 （課長補佐同格） 総務課企画調整班監理係長 工務課主査兼建設班建設第 二係長 浄水課管理班水質係長 浄水課管理班電気係長
水道事業広域化 事務系専門部会	総務関係、経理関係、 営業業務関係等事務 的な事項に係る広域 化について協議	総務企画課長補佐 財務課副主幹・財政1係長 総務企画課職員係長 営業課調定係長 上水道整備課工事管理係長 総務企画課総務企画係主任	総務課長補佐兼総務班長兼 財政係長 総務課企画調整班長兼企画 係長（課長補佐同格） 総務課総務班総務係長 業務課営業班営業係主任